更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。 東京都の区の存する地域　町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 四、二〇五円　四、一〇三円　四、〇七八円　四、〇〇二円　三、九五一円　三、八五〇円 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市　上記以外の市町村 三、七七四円　三、六九八円 2　〔略〕 3　被保護者が、その自立に困難を伴うと認められるときは、相当の期間、第一項の額に、被保護者一人一日につき、二千三百円を加算する。ただし、各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、この限りでない。 4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき六千八百四十円を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。 東京都の区の存する地域　町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 四、一四八円　四、〇四七円　四、〇二一円　三、九四五円　三、八九五円　三、七九三円 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市　上記以外の市町村 三、七一八円　三、六四二円 2　〔同上〕 3　被保護者が、その自立に困難を伴うと認められるときは、相当の期間、第一項の額に、被保護者一人一日につき、二千三百円を加算する。 4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。